

別紙

第 1 適格年金契約の要件に関する事項

改正後	改正前
<p>(共同委託契約及び結合契約)</p> <p>1-4</p> <p>(1) 出資関係</p> <p>イ …すべての法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 100 分の 20 以上に相当する数又は金額の株式又は出資を…</p> <p>ロ …それぞれの法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 100 分の 50 以上に相当する数又は金額の株式又は出資を…</p> <p>(使用人兼務役員の加入)</p> <p>1-7 ……法第 34 条第 5 項《 使用人兼務役員》 ……</p> <p>(掛金等の額)</p> <p>1-18</p> <p>(注) この場合の基準給与には、法第 36 条《 過大な使用人給与の損金不算入》に規定する特殊の関係のある使用人に対して ……</p>	<p>(共同委託契約及び結合契約)</p> <p>1-4</p> <p>(1) 出資関係</p> <p>イ …すべての法人の発行済株式の総数又は出資金額の 100 分の 20 以上に相当する数の株式又は出資を…</p> <p>ロ …それぞれの法人の発行済株式の総数又は出資金額の 100 分の 50 以上に相当する数の株式又は出資を…</p> <p>(使用人兼務役員の加入)</p> <p>1-7 ……法第 35 条第 5 項《 使用人兼務役員》 ……</p> <p>(掛金等の額)</p> <p>1-18</p> <p>(注) この場合の基準給与には、法第 36 条の 2《 過大な使用人給与の損金不算入》に規定する特殊関係使用人に対して ……</p>

第 2 特例適格年金契約の要件に関する事項

改正後	改正前
<p>(年金給付水準)</p> <p>2-3 ……平均標準報酬額の 1000 分の 37 ……</p> <p>(注) この場合の平均標準報酬額は、 ……</p>	<p>(年金給付水準)</p> <p>2-3 ……平均標準報酬月額額の 1000 分の 37 ……</p> <p>(注) この場合の平均標準報酬月額は、 ……</p>

第3 申請手続

改正後	改正前
<p>(新規の適格年金契約の締結)</p> <p>3-7</p> <p>(3) 例えば、<u>個人である事業主がいわゆる法人成した場合の当該法人は、法規附則第5条第1項第6号に規定する実質的に同一である者に該当する。</u></p>	<p>(新規の適格年金契約の締結)</p> <p>3-7</p> <p>(3) 例えば、次に掲げる者は、法規附則第5条第1項第6号に規定する実質的に同一である者に該当する。</p> <p>イ <u>個人である事業主がいわゆる法人成した場合の当該法人</u></p> <p>ロ <u>合名会社又は合資会社が解散し、解散前の事業を新たに設立した有限会社又は株式会社において営む場合の当該有限会社又は株式会社</u></p>

第4 通達の適用時期

改正後	改正前
<p><u>(経過的取扱い……………改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この通達による改正後の取扱いは、平成18年4月1日以後の適格年金契約について適用し、同日前の当該契約については、なお従前の例による。ただし、改正後の3-7(3)の取扱いは、平成18年5月1日以後の適格年金契約について適用し、同日前の当該契約については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新設)</p>

別表 申請書等の添付書類

改正後	改正前
<p>(添付順位 新規契約分)</p> <p>……………<u>法令附則第16条第4項各号</u>……………</p>	<p>(添付順位 新規契約分)</p> <p>……………<u>法令附則第16条第3項各号</u>……………</p>

第1号様式

改正後	改正前
平均標準報酬額	平均標準報酬月額

第2号様式

改正後	改正前
平均標準報酬額	平均標準報酬月額

第2号の2様式

改正後	改正前
平均標準報酬額	平均標準報酬月額

[参考]

改正後	改正前
<p>第一号様式の記載要領</p> <p>20 ……………</p> <p>(3) <u>平均標準報酬額</u>は、…………… 3月分の<u>標準報酬月額</u>の平均額に 1.3 を乗じて計算した金額を……………</p>	<p>第一号様式の記載要領</p> <p>20 ……………</p> <p>(3) <u>平均標準報酬月額</u>は、…………… 3月分の<u>当該金額</u>を……………</p>